

平成 30 年度 第 2 回 社会福祉施設・法人選考専門分科会議事要旨

日時：平成 30 年 7 月 27 日（金）10：00～12：00

場所：福祉局船場分室研修室

出席者

委員：福島会長、大仲委員、黒田委員、杉村委員、西嶋委員、三田委員

1 議事について

【議案 1】既設法人による特別養護老人ホームの創設

法人名：社会福祉法人 功德会

施設名：(仮称)にちげつの光津守

所在地：大阪市西成区南津守 5 丁目

(主な質疑)

委員：収支一覧の金額と 8 頁にある施設整備にかかる金額とが異なるのはなぜか？

法人：平成 30 年 9 月、平成 31 年 7 月、10 月に中間（つなぎ資金）借入を行うためである。

委員：中間借入にかかる支払利息はもともとの施設整備に係る金額に計上されていないという理解でよいか。

法人：そうである。

委員：結果として、11 月時点で自己資金が 1 億円あるという理解でよいか。1 億円を使って支払い利息等を賄っていくということか。

法人：そうである。

委員：理事会で賛同されたとのことであるが、これだけのつなぎ資金を借り入れることは説明されたのか。

法人：説明済みである。つなぎ資金に関しては、2 回借入ということにしている。金利は 2 パーセントで高めに見ている。

委員：厳しい法人の財政状況の中でつなぎ資金を先に借りることとして、30 年 9 月に設計監理費の支出が予算化され、設計事務所に全体の 80%を支払うとなっているが、設計事務所とやりくりについてどういう話となっているのか。

法人：設計事務所へは実施設計を委託する。支払いは契約時に行う設計事務所が多いと認識していた。資金繰りについては考えたい。

委員：今回、土地に抵当権は設定できないが福祉医療機構の借入は可能か。

法人：昨年10月、11月の時点で、一番高い建築代金をベースに借り入れることについて福祉医療機構とリソナ銀行から内諾を得ている。

法人：法人設立後3年目であるが離職率3割であり高いと認識している。この点、今後、人材育成プログラムなどの研修を行うとともに、ユニットケアにおいて自分たちの生活を守るようにしたい。また、人材確保にも努めたい。

委員：既存施設の次期施設長は施設長の経験は無いのか。

法人：施設長の経験は無い。「にちげつの光」に勤める以前はグループホームのケアマネージャーを務めていた。

委員：既存施設から新施設への人事異動はあるのか。

法人：人事異動は行う可能性がある。

法人：4年前に社会福祉法人を立ち上げて以来、地域の方々がどれだけ困っているのかを見てきて、法人として、生活弱者や西成の地域の方々の手助けとなるよう職員一丸となって頑張っていこうという話をしている。

(意見交換)

委員：本当に1億円賄われるのかの不安がある。法人が持ち出す資金を予算化する場合、建築時までには法人に支払う資金が確保される見込みであれば可とするのか。現実に資金が確保されてから新規事業に着手すべきであり、時期尚早ではないか。また、設計監理費の80%も当初に支払うのはいかななものか。

事業主管課：もう少し工夫したら資金も円滑に動かせると思う。

委員：最初の施設設立後次の新たな施設の設立を行うことができない期間は何年か。

事業主管課：新設法人において1年間である。

委員：法人設立時、役員報酬は無いとのことであったにも関わらず多額の報酬が有り、役員報酬について指摘を受けるとすぐに変更するという方法はいかななものか。

委員：2か月分の運転資金は確保できているのか。

委員：全体として回るという保証があれば認めざるを得ないのではないか。

委員：どの法人からも資金繰りの表、収支計算書を必ず提出してもらうようにしてはどうか。

委員：今回、法人の熱意は評価したいが、運営面で大丈夫かという危惧はある。理事長、既存施設の次期施設長をしっかりサポートしていく必要がある。

事業主管課：運営が上手くいかないことにならないよう本日頂いた意見は法人に伝える。

【審査結果】 適格